



NTS 総合弁護士法人

相続法の改正について（2）

前回に引き続き、2019年7月1日から施行された改正相続法の概要について説明します。

1 遺言制度に関する改正

自筆証書遺言は、改正前の相続法では「全文、日付及び署名を自署し、これに印を押さなければならない」と規定されていました。そのため、特に相続財産が多数・多岐に渡る場合、財産目録も自筆で記載する必要があり、相当な負担がかかりました。

そうした負担を解消するため、改正相続法では、自筆証書にパソコン等で作成した目録や銀行通帳のコピー、登記事項証明書等を目録として添付する形で、遺言書の作成ができるようになりました。なお、偽造防止のため、財産目録には署名押印をしなければなりません。

2 相続開始後の共同相続人による財産処分について

相続開始後、共同相続人の一人が遺産に属する財産を処分した場合、計算上、不公平が生じることがありました。改正相続法では、この不公平を是正する施策が設けられました。例えば、特別受益がある相続人が遺産分割前に遺産を処分した場合、処分した財産は遺産ではなくることに加え、民事訴訟により他の相続人が処分された財産を回復することは制度上困難でした。そのため、遺産分割の対象となる全体の財産額は減少するのに対し、特別受益のある相続人は特別受益に加えて処分した財産も利得できるという不公平な結果を生じることがありました。

今回、処分した者以外の相続人の同意があれば、処分された財産を遺産に組み戻すことができる規定が新設されたことにより、処分された財産を遺産分割の対象に含められるようになりました。

3 遺留分制度の見直し

改正前相続法では、遺留分減殺請求権を行使した場合、相続財産を共有することになり、事業承継の支障になってしまう場合があります。また、遺留分減殺請求権の行使によって生じる共有割合は、目的財産の評価額等を基準に決まるため、通常、分母・分子とも極めて大きな数字となり、持分権の処分に支障が出る恐れもありました。

改正相続法では、遺留分から生じる権利を金銭債権化することで、遺留分減殺請求権の行使による共有関係の発生を回避できるようになりました。これによって、遺贈や贈与の目的財産を受贈者等に与えたいという遺言者の意思を尊重できるようになりました。

4 その他の改正

以上の改正点に加え、改正前相続法では、これまで相続人以外の者は、被相続人の療養看護等を行った場合でも、その貢献に応じて相続財産の分配にあずかることはできませんでしたが、改正により、一定の要件のもとで相続人に対して金銭の支払いを請求できるようになりました。

また改正前は、相続させる旨の遺言等により承継された財産は登記なくして第三者に対抗できるとされていましたが、改正相続法により、法定相続分を超える部分の承継については、登記等の対抗要件を備えなければ第三者に対抗できなくなりました。これによって、遺言の有無やその内容を知り得ない相続債権者・債務者等の利益や、第三者の取引の安全を確保することができるようになりました。

NTS 本社のある丸の内のフレッシュな情報をお届けします

NTS 総合税理士法人
NTS 総合社会保険労務士法人 中島文博

丸の内だより

このたびの台風 19 号の被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

ラグビーワールドカップ 2019™ が、日本で行われています。日本対スコットランドの試合は、日本が初の決勝トーナメント進出をかけて勝利した試合です。戦略を練り、立ち向かうことで強大な相手にも勝利できることを、改めて認識させられました。事務所のお隣の丸

ビルでは、パブリックビューイングが実施されています。ここでの試合観戦は、周囲の方との一体感の中、さらなる感動が待っているのではないのでしょうか。



NTS Voice

つながる全てに
「ありがとう」を

2019年10月発行 Vol.11

CONTENTS

01. キャッシュレス・ポイント還元事業
02. 選択型確定拠出年金について
03. 戸籍謄本について
04. 相続法の改正について（2）
05. 丸の内だより

NTS 総合コンサルティンググループ
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目3番2号 郵船ビル701
電話 03 (6212) 2330 HP: <http://nts-cgr.jp/>

■ NTS 総合税理士法人 ■ 監査法人 アイリス
■ NTS 総合弁護士法人 ■ NTS 総合社会保険労務士法人
■ NTS 総合司法書士法人



NTS 総合弁護士法人
代表弁護士

櫻井宏平

仲秋の候、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年10月1日、消費税の引き上げと同時に、キャッシュレス決済の定着を目的に期間限定で「キャッシュレス・ポイント還元事業」がスタートしました。決済の場面に限らず、AIやIT技術を利用することで、社会は、スマートでシンプルな方向に歩みを進めております。AIやIT技術がもたらすサービスを享受するのみの利用者にとってはますます便利となるばかり

ですが、他方で、開発・サービス提供を行う者やビジネス利用者にとっては、複雑な法規制に抵触することがないように注意が必要となります。

本文章の執筆中に台風19号による災害が発生しました。亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、被災された地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復興をお祈り申し上げます。

会計・税務 NTS 総合税理士法人

キャッシュレス・ポイント還元事業

10月1日から消費税率が10%に引き上げられるとともに、軽減税率制度が導入されました。これに伴って、「キャッシュレス・ポイント還元事業（キャッシュレス・消費者還元事業）」が始まりました。税務の話題ではありませんが、今回はキャッシュレス・ポイント還元事業（以下「本事業」といいます。）について、本事業の加盟店となり得る中小・小規模事業者様向けに概要をご紹介します。



1 対象となる事業者

本事業は、消費税率引き上げ後の消費喚起とキャッシュレスの推進を目的として実施される、中小・小規模事業者向けの支援制度です。

対象となる中小・小規模事業者は、右表のように、業種ごとに要件が定められています。（ただし、この要件を満たしていても、一定以上の課税所得がある場合など、対象外となる場合もあります）

【対象となる中小・小規模事業者の主な条件】

小売業	資本金5,000万円以下 または 常時使用する従業員の数50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下 または 常時使用する従業員の数100人以下

2 事業の概要

決済事業者は、加盟店においてキャッシュレスで支払いをした消費者に対し、5%（フランチャイズチェーン店舗やガソリンスタンドの場合は2%）のポイント還元を、国が負

→次ページに続く

担する原資によって行います。また、本事業の実施期間中は、加盟店が決済事業者に支払う**決済手数料は3.25%**以下と定められており、そのうち3分の1を国が負担します。

加盟店は、キャッシュレス化するにあたっての**決済端末代**についても、国からの補助が受けられます。

3 対象となる決済手段とポイントの還元方法

対象となる決済手段は**クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード**があり、幅広く対象になっています。消費者に対するポイント還元の方法は、決済手段によって異なります。

クレジットカードなど	還元額を口座振替時に減算、または独自ポイントの付与で還元など
デビットカード	還元額を預金口座に後日キャッシュバック
QRコード決済 電子マネーなど	還元額を次回以降利用できるポイント残高として付与するなど

加盟店登録の申請受付は2020年4月末までですが、本事業は東京オリンピック・パラリンピック直前の2020年6月末までの、9ヵ月間の期間限定です。加盟店登録をお考えの事業者様には、お早めの検討をお勧めします。

参考：キャッシュレス・ポイント還元事業ホームページ (<https://cashless.go.jp/>)

労 務

NTS 総合社会保険労務士法人

選択型確定拠出年金について

選択型確定拠出年金とは、給与の一部を自分の将来の**確定拠出年金（401k）**とするか否かを自分で選択できる制度です。【図1】

確定拠出年金（401k）を選択した場合のメリット【図2】

- 月例給与は減りますが、その分、社会保険料と所得税等が軽減します（掛金上限5.5万円／月）。

確定拠出年金（401k）を選択した場合のデメリット

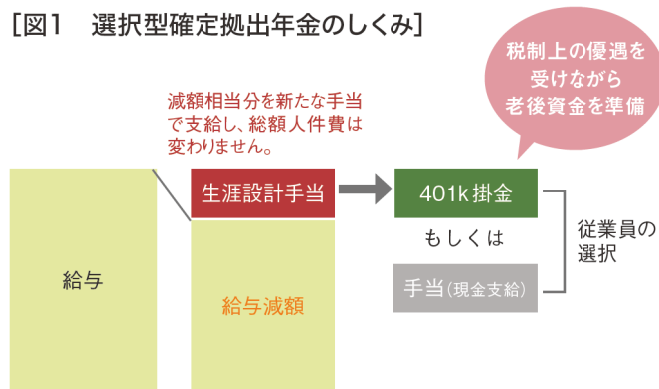
- 一度掛金の拠出を選択した者は、法令による場合を除き、**掛金の停止は認められません**。
- 法令に定められた場合を除き、原則として**中途での資金の引き出しはできません**（原則60歳まで）。
- 厚生年金保険料の等級が下がり、**将来の厚生年金（公的年金）給付額が減少する可能性があります**。

国は、確定拠出年金制度を老後の生活資金準備のメインの受け皿として進めています。公的年金の信頼が揺らぐ中、掛金が将来自分に返ってくるというこの制度は、若い方々を中心に広がりを見せています。会社の退職金制度の一つの選択肢として検討する企業も増えています。

確定拠出年金（401k）

- 確定拠出年金（401k）**とは、掛金が**個人ごとに明確に区分**され、掛金とその運用収益との合計額を受け取れる年金制度です。
- 掛金を企業が拠出する**企業型確定拠出年金（DC）**と、**加入者自身が拠出する個人型確定拠出年金（iDeCo）**があります。
- 平成13年10月の制度スタート当時は、手続きの煩雑さや手数料の高さから導入企業は大企業のみという状況でしたが、近年、**社員1名からでも加入できる**仕組みができました。

【図1 選択型確定拠出年金のしくみ】



【図2 確定拠出年金のメリット】

拠出（積立）時
・所得税が非課税 ・住民税が非課税 ・社会保険料の適用外
運用期間
・運用益非課税 ・投資信託の販売手数料が無料（ノーロード商品）
受給時
・一時金は退職所得扱い ・年金は公的年金等控除の対象

他の年金制度よりも有利に、老後資金を確保できる！

登記

戸籍謄本について

相続による所有権移転や登記名義人氏名変更等の登記手続きにおいて、**登記原因を証明する書類として、戸籍謄本を添付することは多々あります**。

また、本人の存在の確認と証明、親族関係の確認と証明のために、**戸籍謄本を集めなければならないこともあります**。

戸籍謄本を収集する際に、どのような戸籍が何通ほど出てくる可能性があるかという判断の参考に、戸籍謄本の種類についてまとめます。

1 戸籍謄本の種類

市町村役場では一般に、**戸籍全部事項証明書**（現在戸籍謄本）、**除籍謄本**、**改製原戸籍謄本**の3種類の戸籍謄本を発行しています。

I. 戸籍全部事項証明書（現在戸籍謄本）

平成6年の戸籍法の改正により、戸籍事務はコンピュータによって処理することが可能となりました。現在ではほぼ100%の市区町村において戸籍のコンピュータ化（電子化）が完了しており、現在進行形の戸籍は、横書きの「**戸籍全部事項証明書**」の形で発行されます。本人の存在の証明のための戸籍謄本であり、**現在生きている方の戸籍**を取得しようとする、この戸籍謄本が発行されます。

II. 除籍謄本

死亡や婚姻、分籍等により戸籍から除かれていった結果、全ての人がいなくなり、その時点で閉鎖され戸籍謄本とは別に保管されるようになったものを「**除籍謄本**」と呼びます。親族関係の確認と証明等のために、**過去の戸籍**を遡って見ていく必要がある場合に、この除籍謄本が複数出てくる可能性があります。コンピュータ化（電子化）後に除籍簿化したかどうかで、横書きの全部事項証明書の形、もしくは縦書きの紙の戸籍の形で出てくるかが変わります。

III. 改製原戸籍謄本

法改正により、戸籍が新基準のものに作り替えられることがあります。**新戸籍に作り替えられる前の、元の戸籍謄本**のことを「**改製原戸籍謄本**」と呼びます。除籍謄本と同様に、過去の戸籍を遡って見ていく必要がある場合に、複数出てくる可能性があります。

2 戸籍に関する法改正

戸籍改製に関連する、以下の二つの法改正については、戸籍の収集をする際に文言等を目にする機会も多いと思います。知っておくとわかりやすい部分もあるので、解説します。

① 戸籍編成のコンピュータ化（電子化）

それまでの縦書きの紙の戸籍から、コンピュータ化（電子化）された、横書きの**戸籍全部事項証明書**へと改製されました。従前の戸籍は「平成6年法務省令第51条附則第2条第1項による改製につき平成〇〇年〇〇月〇〇日消除」と記載される、改製原戸籍となります。

② 「新戸籍法」施行による戦後の新戸籍化

戦前の、戸主を中心とする家単位の登録から、夫婦及び氏を同じくする子を一つの戸籍として編成するものになりました。戸籍の書き換えには相当の時間と労力がかかるため、「新戸籍法」は昭和23年1月1日に施行されましたが、改製作業は昭和32年に法務省令第27号によって始まりました。従前の戸籍は「昭和32年法務省令第27号により昭和〇〇年〇〇月〇〇日あらたに戸籍を編製したため本戸籍消除」などと記載される、改製原戸籍となります。

この二つの改製以前にも、戸籍の改製は何度か行われており、より古い改製原戸籍が発行される場合もあります。

戸籍の収集は、場合によっては非常に労力がかかることがあります。戸籍の収集についてお困りの際は、是非当方にご相談ください。